

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会第57回議事概要

(名古屋地域委員会庶務)

第1 日時

令和2年3月6日(金) 午前10時00分から午前10時14分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所第1共用室

第3 出席者

(委員長) 揖斐潔(裁)

(委員) 吉田安志(検), 入谷正章(弁), 小林量(学), 真能秀久(学)

(庶務) 早川名古屋高裁総務課長, 寺元名古屋高裁総務課課長補佐

(説明者) 福田名古屋高裁事務局長

第4 議題

- 1 令和2年10月から令和3年1月までの再任(判事任命)候補者に関する情報収集について
- 2 その他

第5 議事(進行)

1 指名諮問委員会における審議結果等の説明

- (1) 庶務から, 令和元年12月6日に行われた下級裁判所裁判官指名諮問委員会(以下「指名諮問委員会」という。)における判事補から判事への任命候補者, 判事の再任候補者及び弁護士任官候補者関係の答申結果が説明された。
- (2) 庶務から, 令和2年2月21日の指名諮問委員会の協議の概要及び当地域委員会に対する今回の依頼内容等につき, 説明がなされた。

2 令和2年10月から令和3年1月までの再任(判事任命)候補者に関する情報収集について

これまでと同様, 対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされ, 依頼する書式は, 別紙のとおりとされた。

また、再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限については、5月25日（月）までとされた。

3 その他（次回地域委員会の予定等）

次回の地域委員会について、6月2日（火）午前10時30分に開催し、今回収集する情報の取りまとめ、指名諮問委員会への情報の送付の在り方などを協議することを確認した。

なお、情報収集の過程で問題等が生じた場合は、委員長が必要と判断した場合には、各委員に諮ることとされた。

以 上

別紙

令和●年●月●●日

●●検察庁の長 殿《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

名古屋地域委員会地域委員長 揖 斐 潔

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和2年下半期（10月から翌年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和2年5月25日（月）まで ※期限厳守でお願いします。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生

じない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではないので、所属の検察官からの情報提供は、各検察官から直接、当地域委員会宛てに行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

令和●年●月●●日

●●弁護士会長 殿《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

名古屋地域委員会地域委員長 揖 斐 潔

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和2年下半期（10月から翌年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和2年5月25日（月）まで ※期限厳守でお願いします。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供

は、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただく
よう御配慮をお願いしたい。

なお、今般、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する
弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は
相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度につ
いての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があったので、併
せて御配慮をお願いしたい。